

## 第264回鳥取県内水面漁場管理委員会

### 議 事 次 第

日時 平成28年3月7日(月) 午後2時から

場所 ホテルセントパレス倉吉 ウィンザーサウス(2階)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

(1) コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る指示について(協議)

(2) 第5種共同漁業権魚種に係る増殖目標量について(協議)

5 その他

(1) 平成28年度 内水面漁業の振興に関する県の施策について

6 閉 会

## 第264回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

(任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	あだち よしのぶ 足立 憲信	元東郷湖漁協代表理事組合長		
	こばやし いさお 小林 功	千代川漁協代表理事組合長		
	さとう ひでお 佐藤 英夫	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長、全国内水面漁業組合連合会副会長理事		
遊漁者代表 (2名)	こだに ちとし 小谷 知載	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	きはら まき 桐原 真希	日本自然保護協会自然観察指導員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員(非常勤)		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	三木 教立
鳥取県農林水産部水産振興局水産課水産振興室	室長	早瀬 譲
鳥取県栽培漁業センター	所長	山田 英明
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	主任研究員	前田 啓助
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	渡辺 秀洋

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	小畑 正一	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	氏 良介	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	蟻坂 亮子	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

# 資料 1

## コイヘルペスウイルス病（KHV 病）まん延防止にかかる指示について

### 1 指示の概要

特定疾病 KHV 病に感染したコイの人為的な移動によるまん延を防止し、県内の内水面漁業の保護を図るため H16 年より当委員会の指示を 1 年毎、継続して発出しているところ。

- 持ち出し禁止の指示：変更無し
- コイの放流等の制限：変更無し
- 指示をする範囲：変更無し 現時点までに KHV 病に感染したコイが確認された水域
- 指示の有効期間：変更無し（1 年）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。

### 2 指示の案（別紙参照）

### 3 公報等

3 月末の鳥取県公報（告示）掲載を予定。市町村の協力も得て周知。また、県内鯉養殖場及び他都道府県に対しても通知。

### 4 KHV 病発生の確認状況（H28.2 月末時点）

・ KHV 病発生件数及び指定区域の追加件数の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
発生件数	71	46	1	13	4	3	0	4	3	6	1	2
指定区域追加数	4	11	1	7	1	2	0	1	1	3	1	0
発生件数のうち公共水面件数	5	13	0	3	0	0	0	0	1	1	0	0

発生件数は、県による一次検査で対象のコイ群が陽性と判断された回数。

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成28年3月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 指示内容

(1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果が陰性であることを証明する書類を提出すること。

イ 当該水域に増殖目的で放流用のコイを放流しようとする場合は、アの事項に加えて次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 4月1日から10月31日の間は放流しないこと。

(イ) 一箇所での集中放流を避け、分散放流に努めること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成28年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号（コイの持出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成28年3月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

## 1 千代川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市用瀬町鷹狩の下井手頭首工（以下「下井手頭首工」という。）より下流の千代川本流
- (2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市用瀬町鷹狩の赤波川から取水する上井出用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 八頭郡八頭町日下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
- (8) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
- (9) 八頭郡八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 鳥取市の湖山池

## 2 天神川水系のうち次に掲げる水域

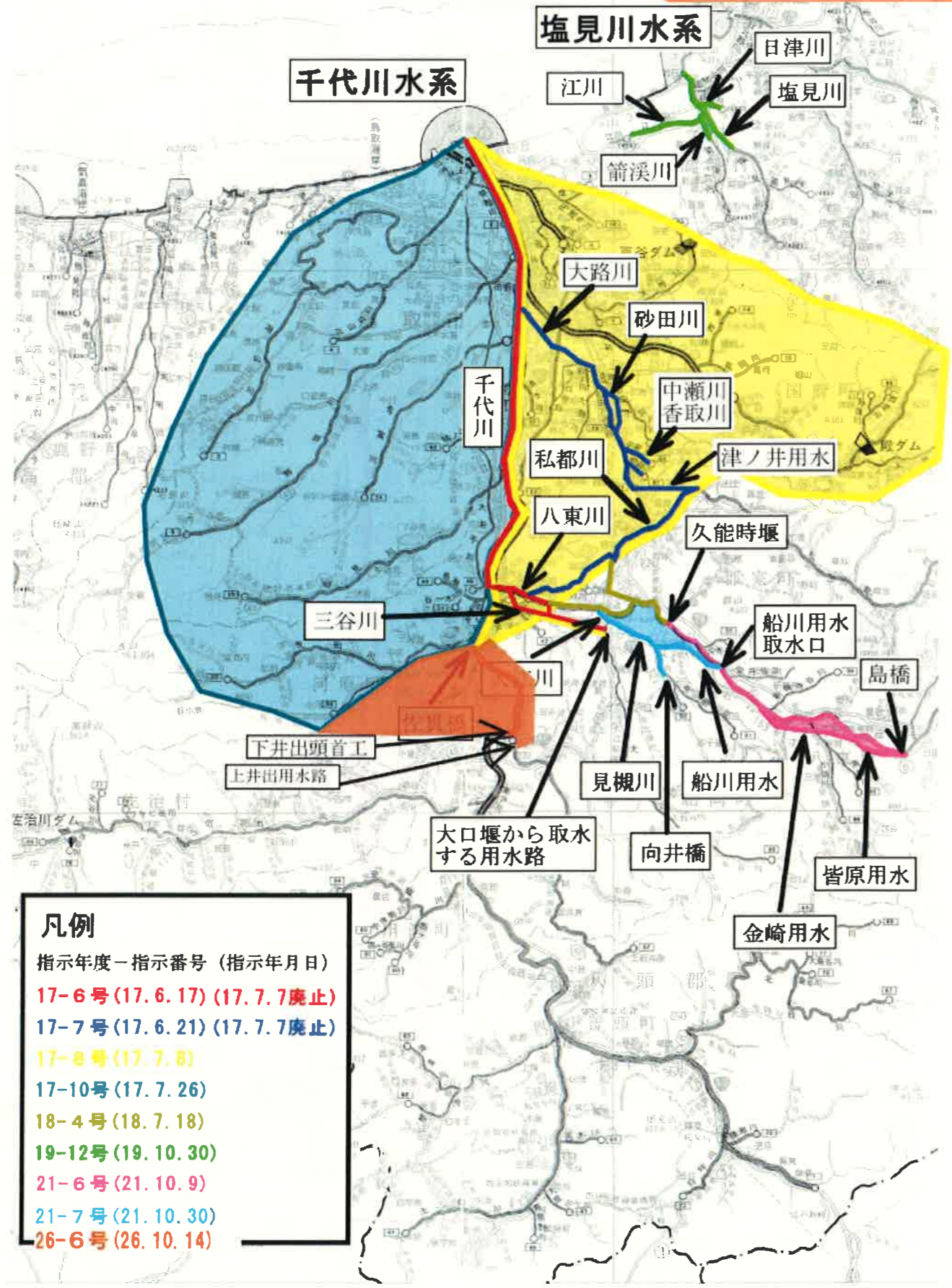
- (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
- (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
- (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
- (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路

## 3 日野川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
- (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
- (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (5) 日野郡日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 日野郡江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
- (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (10) 日野郡江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 日野郡江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
- (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (14) 西伯郡伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
- (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
- (16) 西伯郡伯耆町二部の白濁橋より下流の野上川
- (17) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (18) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
- (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (20) 西伯郡伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 西伯郡伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路

- (22) 西伯郡伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (23) 西伯郡伯耆町真野の真野2号砂防堰堤より下流の別所川
  - (24) 西伯郡伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
  - (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
  - (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (28) 西伯郡伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 4 1から3まで以外の水系のうち次に掲げる水域
- (1) 鳥取市福部町箭浜の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
  - (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭浜川及びそれに接続する全ての用水路
  - (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
  - (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
  - (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
  - (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
  - (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
  - (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
  - (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
  - (13) 西伯郡伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
  - (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
  - (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
  - (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
  - (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路
  - (18) 東伯郡湯梨浜町の東郷池及び橋津川
  - (19) 東伯郡琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路
  - (20) 鳥取市鹿野町の新鹿野大橋より下流の河内川及びそれに接続する全ての用水路
  - (21) 鳥取市鹿野町の鹿野城跡公園のお堀及びそれに接続する全ての用水路並びに中川

資料1-参考資料1



凡例

指示年度-指示番号 (指示年月日)

17-6号 (17. 6. 17) (17. 7. 7廃止)

17-7号 (17. 6. 21) (17. 7. 7廃止)

17-8号 (17. 7. 8)

17-10号 (17. 7. 26)

18-4号 (18. 7. 18)

19-12号 (19. 10. 30)

21-6号 (21. 10. 9)

21-7号 (21. 10. 30)

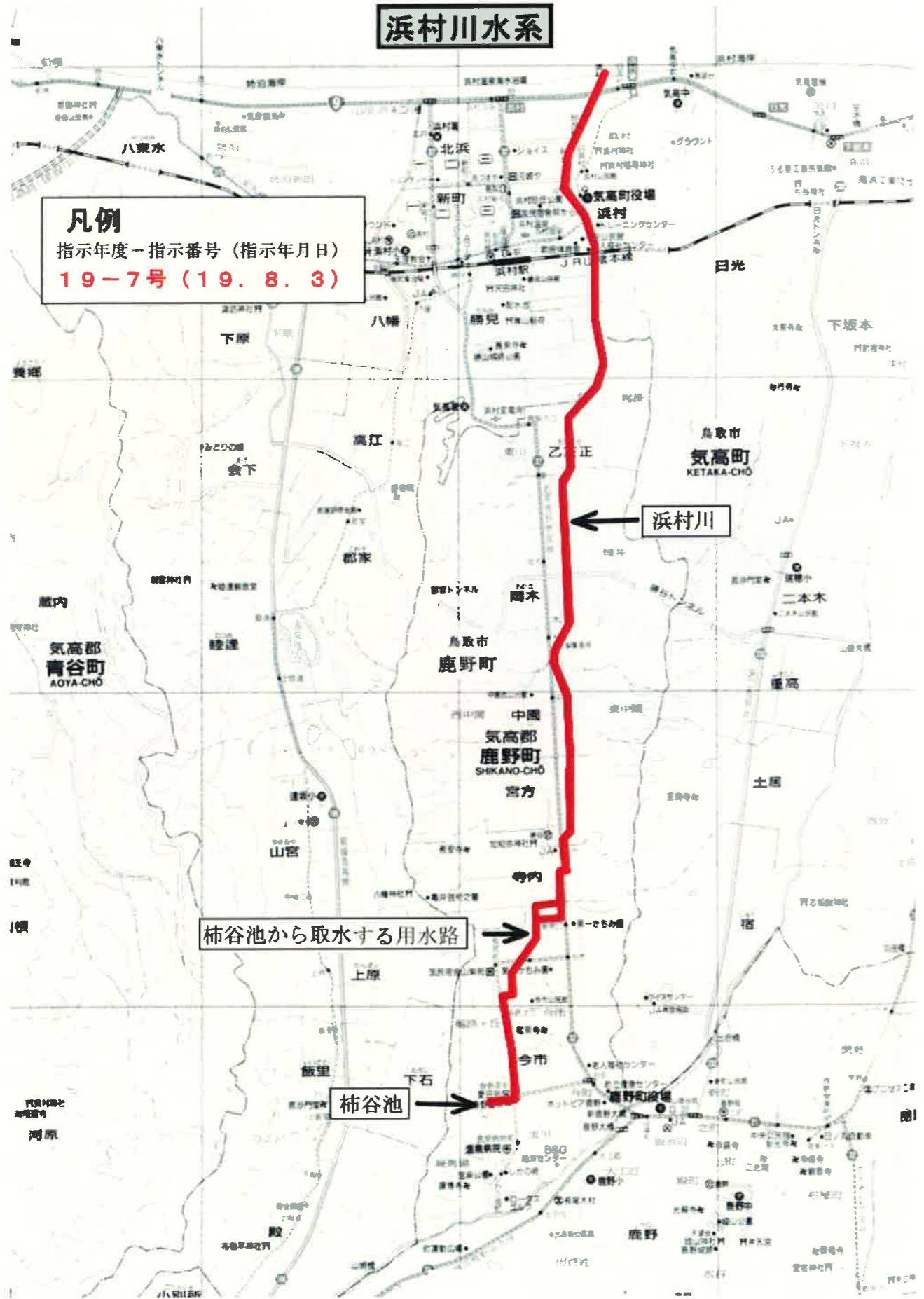
26-6号 (26. 10. 14)

# 浜村川水系

## 凡例

指示年度-指示番号(指示年月日)

19-7号(19. 8. 3)



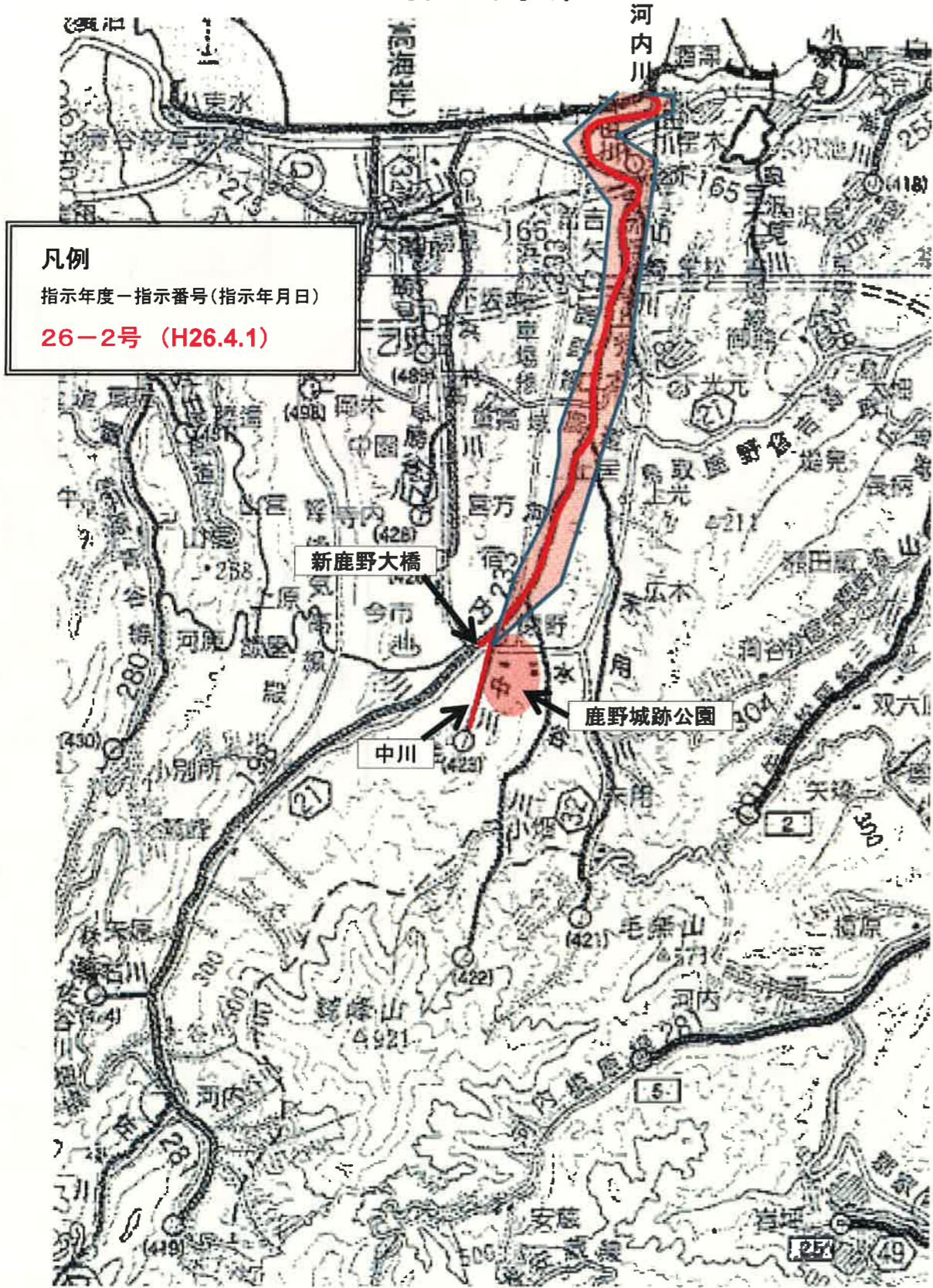
浜村川

柿谷池から取水する用水路

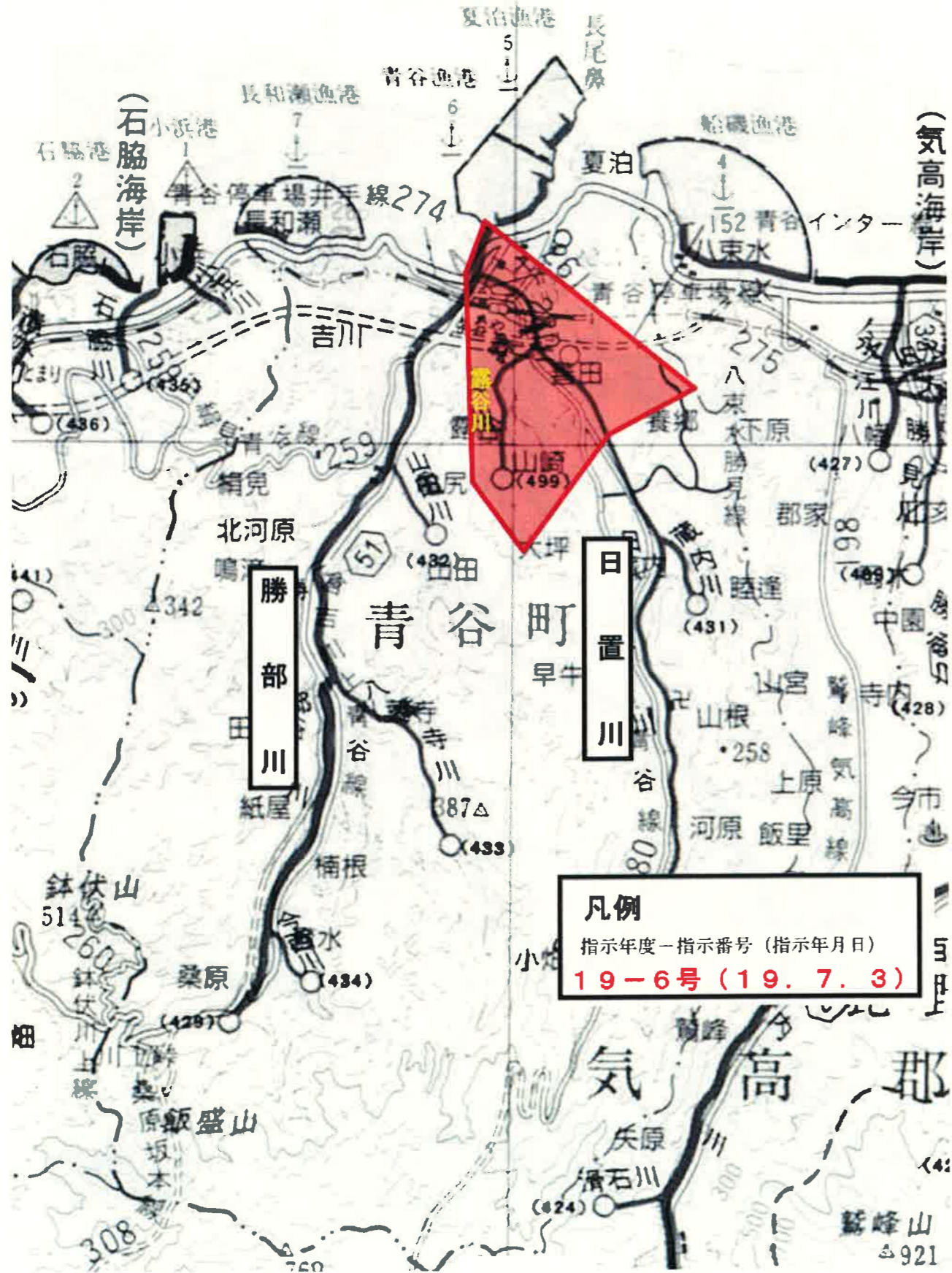
柿谷池



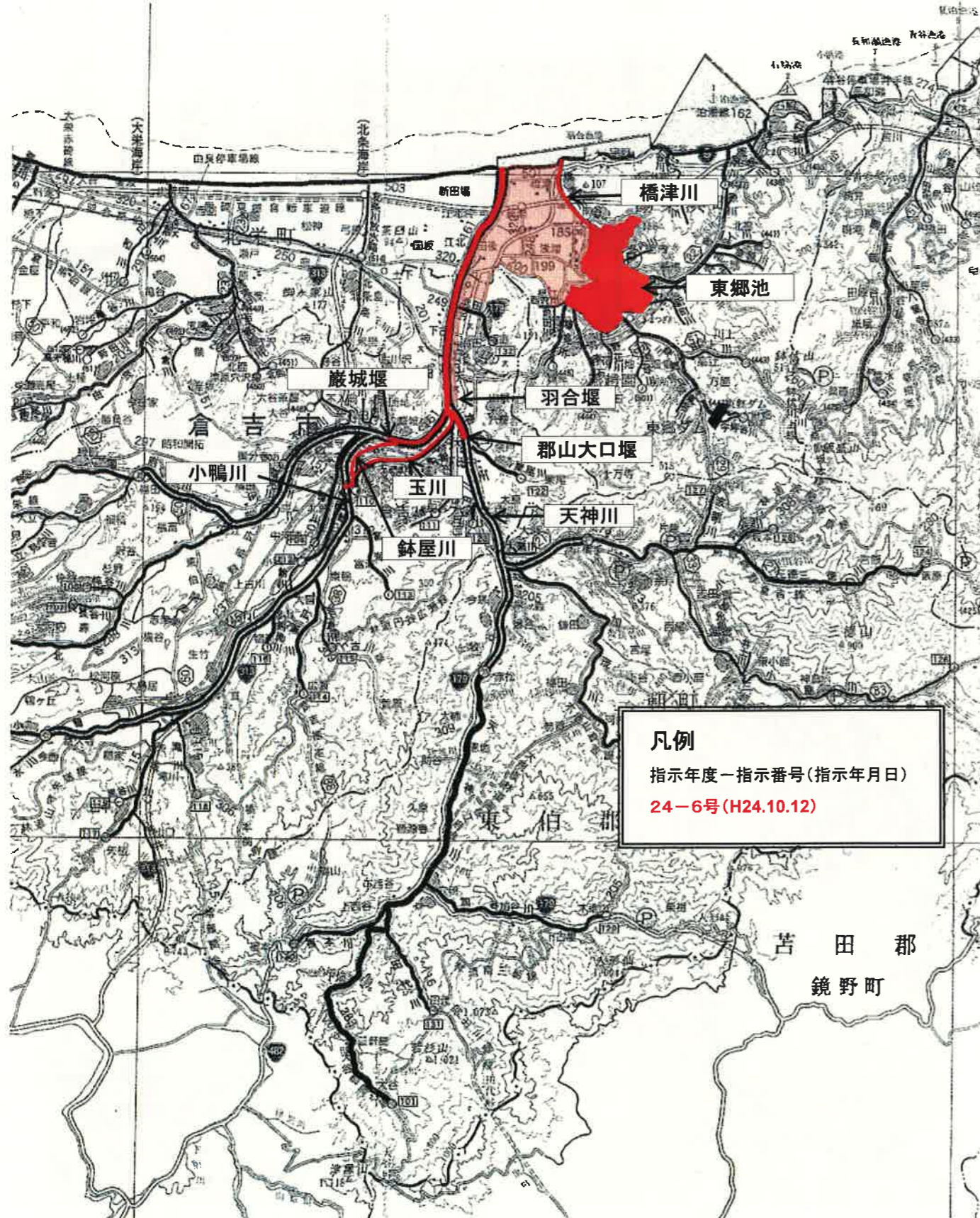
# 河内川水系



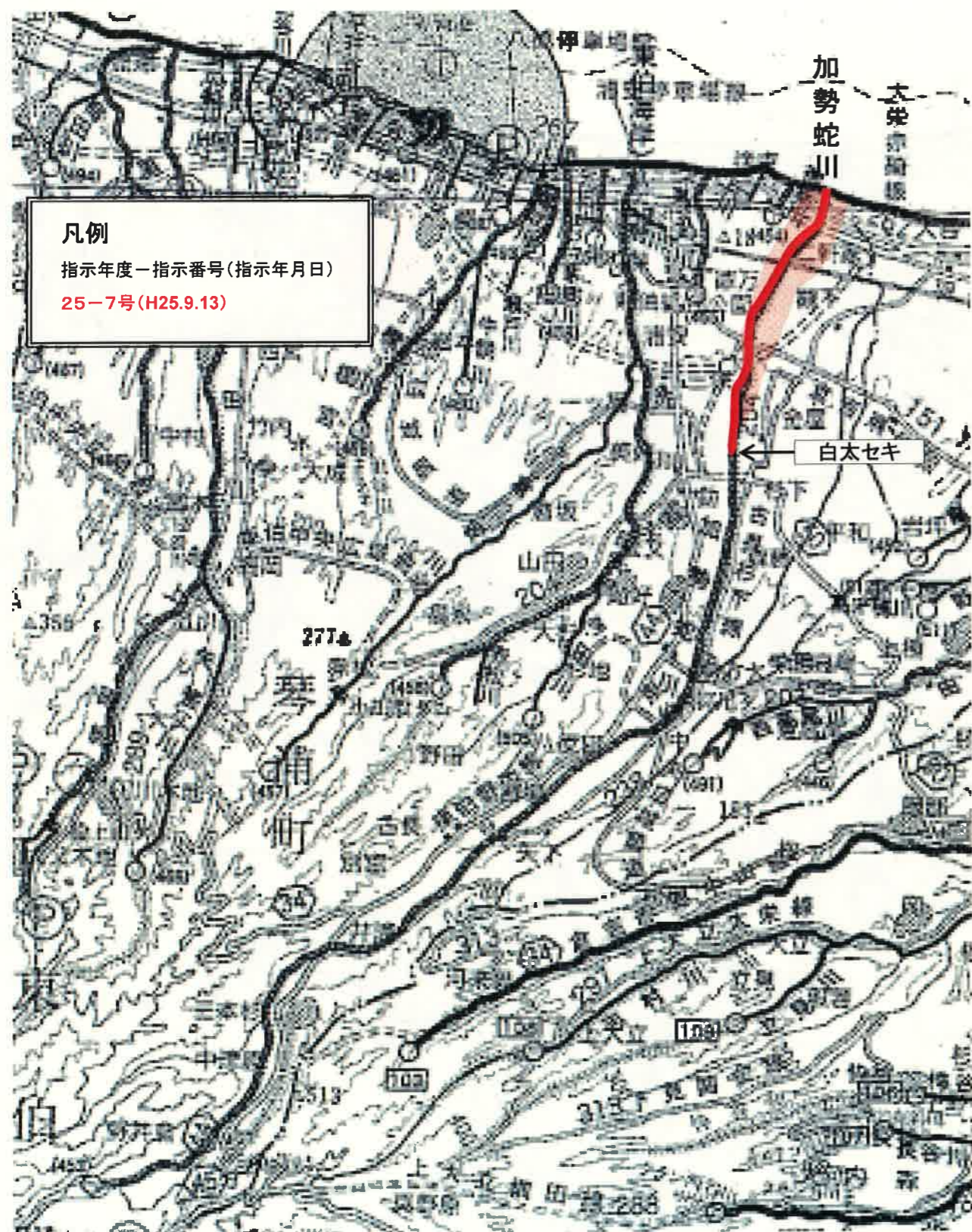
# 勝部川水系



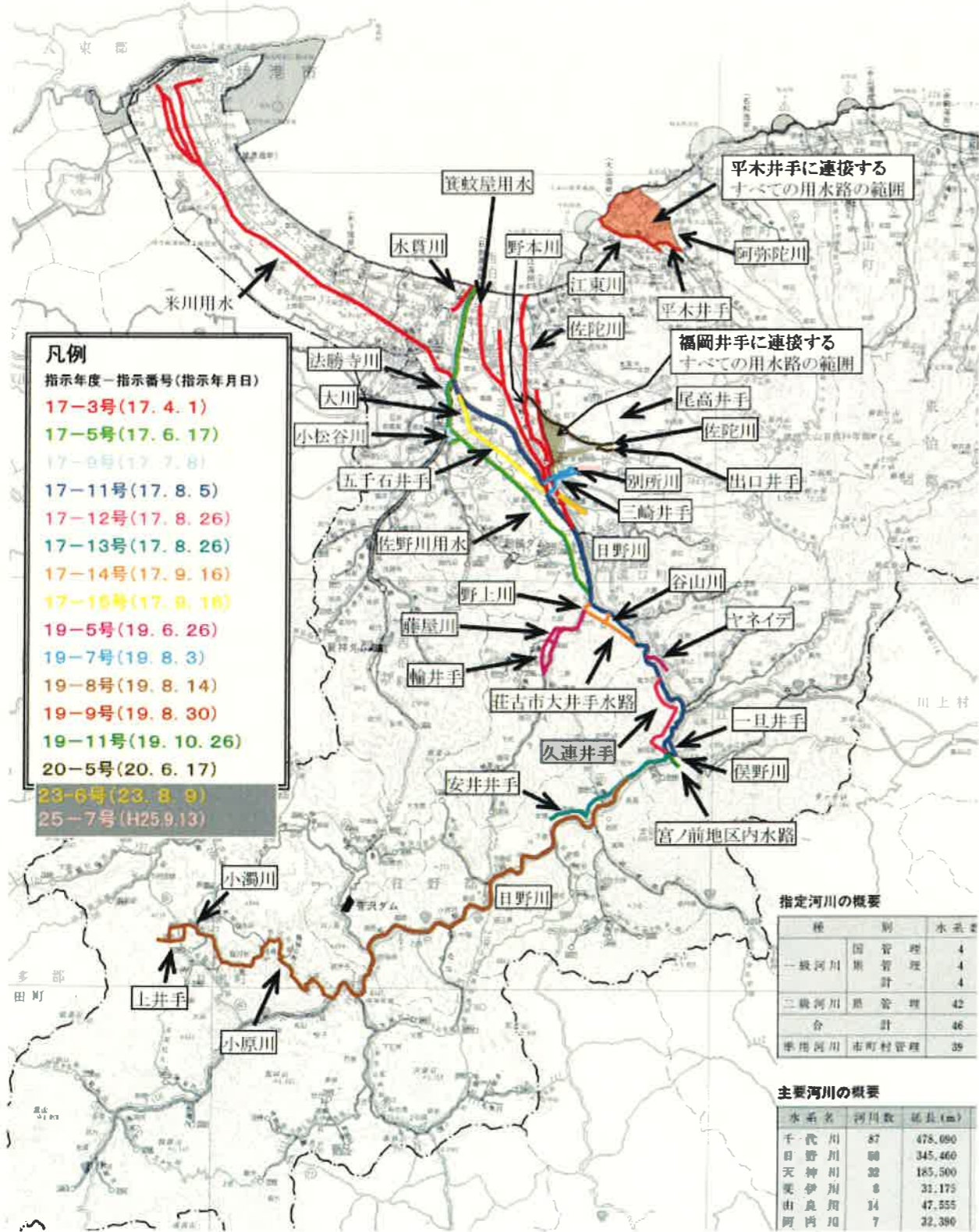
# 天神川水系・橋津川水系(東郷湖)



# 加勢蛇川水系



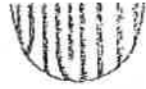
# 日野川水系・佐陀川水系・阿弥陀川水系





資料1 - 参考資料2

※水産庁より毎年度、KHV への対応について、依頼文書を出していたが、平成24年6月8日付24水管第684号「漁場計画の樹立について」への記載をもって依頼文は出さないこととするが、従前どおりに委員会指示で対応するようお願いしたいとのこと。



24水管第684号  
平成24年6月8日

鳥取県知事 殿

水産庁長官



漁場計画の樹立について

第二「共同漁業について」-7 「第5種共同漁業について」- (3) 個別種への対応より抜粋

イ. こい

コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点からこいの放流・移植に当たっては、都道府県水産試験場等の公的試験研究機関に安全の確認を得た上で行う必要があります。この場合、増殖を行う意思があっても、実際に増殖行為を行うことができないこととなりますが、漁業権者の責めに帰することができないため、法第128条第1項に定められている「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認める」必要までではありません。

15水管第2654号  
平成15年11月28日

都道府県水産主務課長  
都道府県内水面漁場管理委員会会長 あて  
関係海区漁業調整委員会会長

水産庁資源管理部沿岸沖合課長

こいの放流及びコイヘルペスウイルス確認水域からの持ち出し等について

このことについて、平成15年11月11日付で消費・安全局魚類安全室、水産庁栽培養殖課との連名により、こいの種苗放流等の調査を依頼し、あわせてこいの放流を当分の間差し控えるよう指導方お願いしたところであるが、その後もコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生事例が報告されており、その拡大が懸念されているところである。

KHVまん延防止対策については、農林水産省主催の「コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会」において検討がなされており、すでにお伝えしたとおり、先般開催された検討会において「こいの取扱いに関して留意すべき事項」等が示されたところである。

各都道府県では、これら検討結果を踏まえ、必要な対応を検討されていると思慮するところであるが、このうち、天然水域におけるこいの放流・移植の安全確認及び汚染水域からの持ち出し（区画漁業権漁場からのものを除く。）の防止対策については、関係者等への周知徹底を図るため、下記の点に留意しつつ、関係機関等との連携の下、河川湖沼等の現況に応じて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づく委員会指示を含め特段の対応について検討願いたい。

また、講じた措置の内容につき、随時報告願いたい。

## 記

- 1 放流について  
こいの放流・移植に当たっては、都道府県水産試験場等の公的試験研究機関による安全の確認を得た上で行う必要がある。
- 2 こいの持ち出しについて  
KHVが確認された水域においては、KHVが他の水域にまん延しないと判断しうる場合を除き、当該水域からのこいの持ち出しを制限する必要がある。
- 3 1の安全確認を得るまでの当分の間、こいを放流しないことについては、漁業法第128条第1項に定められている「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っている」ことには該当しないものとする。
- 4 なお、委員会指示を発する場合は、実効性を勘案し、随時的局地的に行うことが望ましいと考える。



## 資料 2 - 1

### 増殖目標量の設定について

#### 1 増殖目標量設定の目的

第五種共同漁業権を免許された者（漁業権者）が、漁業権魚種の資源拡大を計画的に行えるよう、委員会が毎年定めている。なお、鳥取県内水面漁場管理委員会では、生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、その上限値を設定している。

#### 2 増殖目標量の位置づけ

鳥取県では平成 15 年度の漁業権免許（H25 年の漁業権免許においても継続）にあたって、次の「制限又は条件」を付した。

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

上記による委任と、漁業法第 127 条の趣旨及び水産庁による技術的助言等をよりどころとして、毎年その年度の増殖目標量を委員会で定め、委員会名で県広報にて一括公示を行っている。

#### 3 平成 28 年度各内水面漁業協同組合による増殖計画及び平成 27 年度実績について

資料 2 - 2 のとおり

（変更点の主な箇所）

- ・ H27 年度実績：天神川のあゆ放流量 5 千尾増  
天神川の溪流魚放流量 1 万 8 千尾増  
日野川の溪流魚放流量 7 千尾増  
湖山池のわかさぎ卵放流量 8 百万粒減  
東郷湖のふな放流量実績なし
- ・ H28 年度計画：天神川のあゆ放流量 1 万尾増  
湖山池のわかさぎ卵放流量 5 百万粒減  
東郷湖のうなぎ放流量 10 kg 増

#### 4 平成 28 年度増殖目標量（案）について

資料 2 - 3 のとおり

【参考 1】水産庁技術的助言 平成 24 年 6 月 8 日付農林水産省指令 24 水管第 684 号(抄)

- (1) 第五種共同漁業権の設定には、法第 127 条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要です。
- (2) 法第 127 条でいう「増殖」とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の質量を増加せしめる行為に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としませんが、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に止まるものは、含まれません。
- (3) 漁場管理又は漁業取締上漁業権魚種と密接な関係がある魚種であっても、その魚種自体を増殖するのでなければ漁業権の免許対象とはならないため、注意してください。
- (4) 第五種共同漁業権については、免許を受けた者が増殖をする場合でなければ設定できず、また、漁業権者が増殖を怠った場合には当該漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下

の事項に留意してください。

#### ア 免許時の増殖指針の公表

水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等を内容とする増殖指針について、免許の可否の基準として免許申請者の便宜を考慮して知事が別途公表してください。

ただし、この指針は、免許する際の一応の基準なのであって、免許期間中、固定化して考えるべきものでないことを指導してください。

#### イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、免許を受けた者が計画的に資源の拡大増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県広報で一括公示してください。

委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮してください。

また、必要に応じ内水面の豊度に応じた放流のほか、産卵床の造成等繁殖のための施設、堰堤によってそ上が妨げられている滞留稚魚を上流に汲み上げ再放流する等在来資源のそ上の確保等についても、その効果が顕著であると認められる場合は、これらの組み合わせ等についてもあわせて検討してください。

なお、知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施量等の報告を求めることとしてください。

#### ウ 法第 128 条の増殖計画

漁業権者の増殖実施が目標増殖量等を達成していない場合には、知事は、当該目標量等を検討し、当該年度における水面の生産力、種苗供給状況及び当該漁業権者の経済的負担能力等を勘案して、委員会の意見をきいて増殖計画を定め、当該漁業権者に対し当該計画に従って増殖するよう命ぜられたい。

#### 【参考 2】 第五種共同漁業権について

第五種共同漁業権：内水面における漁業権のうち第一種共同漁業権以外のもの

→ 県内 5 水系の各内水面漁業協同組合に免許

第一種共同漁業権：藻類、貝類又は一部の定着性水産動物を採捕目的とする漁業権

→ 湖山池漁業協同組合及び東郷湖漁業協同組合に免許

#### 【参考法令】 漁業法（該当部分抜粋）

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第 127 条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第 128 条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

（以下、省略）

平成28年度各内水面漁業協同組合による増殖計画等

資料2-2

漁協	魚種	増殖指針量 (H26~H35までの単年度放流量) 湖山池のみ(H26~H30)	漁協増殖計画 (平成28年度)	参考 (平成27年度増殖実績) 漁協の報告	参考 (平成27年度増殖目標) 委員会告示	備考
千代川	あゆ	44万尾~408万尾	放流:95万2千尾(7,000kg) 産卵床造成:約3,000㎡	放流:95万2千尾(7,000kg) 産卵床造成:約3,000㎡	放流:95万2千尾(7,000kg) 産卵床造成:約3,000㎡	
	溪流魚	7万3千~41万3千尾	放流:19万尾(2,880kg) (うち成魚4万7百尾)	放流:19万尾(2,880kg) (うち成魚4万7百尾)	放流:19万尾 (うち成魚4万7百尾)	
	こい	-	-	-	-	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
天神川	あゆ	5万尾~58万尾	放流:15万尾	放流:14万5千尾	放流:14万尾	平成27年度の遡上が少なかったため、平成28年度分の汲み上げ放流量については未定。
	溪流魚	3万1千尾~17万7千尾	放流:6万3千尾	放流:8万1千尾 産卵床造成:28㎡×45尾=1260尾	放流:6万3千尾	
	こい	-	-	-	-	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
日野川	あゆ	33万尾~336万尾 ※汲み上げ放流は含まない	放流:200万尾 産卵床造成:13,000㎡	放流:200万尾 産卵床造成:13,000㎡	放流:200万尾 (汲み上げ放流70万尾含む) ※指針対象=130万尾 産卵床造成:13,000㎡	汲み上げ放流と放流は天然遡上量に左右されるため流動的。平成27年度の遡上が少なかったため、平成28年度分の汲み上げ放流量については未定。
	溪流魚	7万6千尾~43万尾 (増殖量の一部を産卵場造成「45尾/㎡」に換える事が出来る。)	放流:6万尾(うち成魚2万尾) 産卵場造成:900㎡ (参考:900×45尾=40,500尾) 合計:10万5百尾	放流:6万7千尾(うち成魚2万尾) 産卵場造成:900㎡ (参考:900×45尾=40,500尾) 合計:10万7千5百尾	放流:6万尾(うち成魚2万尾) 産卵場造成:900㎡ (参考:900×45尾=40,500尾) 合計:10万5百尾	
	こい	-	-	-	-	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
	うなぎ	-	40kg	40kg	40kg	指針の設定なし
湖山池	こい	-	-	-	-	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
	うなぎ	-	30kg	30kg	30kg	指針の設定なし
	ふな	-	人工産卵網設置4箇所	人工産卵網設置4箇所	人工産卵網設置4箇所	産卵網からキンラン(人工産卵藻)へ変更
	わかさぎ	指針の設定なし(漁協の計画どおり:効果を検証しつつH25の目標程度を維持:増殖効果がなければ次期漁業権魚種として適当か検討)	卵放流:500万粒	卵放流:200万粒	卵放流:1千万粒	発眼卵放流
	しらうお	-	産卵床造成:600㎡	産卵床造成:600㎡	産卵床造成:600㎡	木の枝を所定の位置に入れる
	えび	-	産卵床造成:2000㎡	産卵床造成:2000㎡	産卵床造成:2000㎡	木の枝を所定の位置に入れる
東郷湖	こい	-	-	-	-	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
	ふな	3万尾~ ※産卵場造成効果含む	3万尾	なし	3万尾	放流予定日直前に業者都合により納品不可となったため放流できず、代わりに湖底耕耘を実施した。
	うなぎ	-	60kg	50kg	50kg	指針の設定なし H26(60kg)⇒H27(50kg)⇒H28(60kg)
	わかさぎ	産卵床造成:960㎡以上	卵放流:- 産卵床造成:5,000㎡	卵放流:- 産卵床造成:5,000㎡	卵放流:- 産卵床造成:5,000㎡	柴木を沈め産卵場を作る
	しらうお	産卵床造成:400㎡以上	産卵床造成:2,000㎡	産卵床造成:2,000㎡	産卵床造成:2,000㎡	柴木を沈め産卵場を作る
	えび	産卵床造成:1,000㎡以上	産卵床造成:2,000㎡	産卵床造成:2,000㎡	産卵床造成:2,000㎡	柴木を沈め産卵場を作る
	ぼら	天然遡上(3月)を支援	遡上支援のための 障害物の除去 1回	遡上支援のための 障害物の除去 1回	遡上支援のための 障害物の除去 1回	
	せいご	(障害物除去)				

※溪流魚は、いわな、やまめ、あまご、にじますを合算。  
(いわな、やまめを積極的に増殖の意図(県及び当委員会)から溪流魚として合算しているもの)  
※こいは、KHV病まん延防止対策として、増殖目標から除外する。



資料 2 - 3

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

平成28年度における第5種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成28年 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系 に係る河川	あゆ	種苗の放流	952千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	190千尾
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系 に係る河川	あゆ	種苗の放流	150千尾
				溪流魚	種苗の放流
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系 に係る河川	あゆ	種苗の放流	2,000千尾
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	60千尾
				産卵床の造成	900平方メートル
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池	うなぎ	種苗の放流	40キログラム
				人工産卵巣設置	4か所
			ふな	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	種苗の放流	5,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
えび	産卵床の造成	2,000平方メートル			
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	うなぎ	種苗の放流	60キログラム
				種苗の放流	30千尾
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	産卵床の造成	2,000平方メートル
			えび	産卵床の造成	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を指す。



## 平成 28 年度 内水面漁業の振興に関する県の施策

## ○【新】魚を育む内水面漁業活動支援事業（予算額：9,000千円）※詳細は別紙

## (1) 事業の目的・概要

魚の豊かな川づくりを推進するため、漁業協同組合等が行う環境保全活動に要する経費を支援する。

## (2) 主な事業内容（支援対象事業）

- ・河川・湖沼内の水産資源増殖（漁業権魚種を除く）
- ・鳥獣被害の防止（有害鳥獣の駆除、追払い装置の導入等）
- ・漁場環境の改善（藻類の造成、産卵場の造成、河川・湖沼内の清掃、外来魚の駆除等）
- ・普及啓発（釣り場マップの作成、ふれあい事業の実施等）

## ○漁場環境保全事業（予算額：7,290千円）

## (1) 事業の目的・概要

漁場環境の整備を図るとともに漁業被害低減や疾病検査体制を確保し、漁場環境の保全を図る。

## (2) 主な事業内容

- ・湖山池における浅場造成（実施主体：湖山池漁協）
- ・カワウによる漁業被害に係る検討会の開催（実施主体：県）
- ・コイヘルペスなどの魚病の蔓延防止や検査体制の確保（実施主体：県）

## ○内水面漁業取締費（予算額：5,818千円）

## (1) 事業の目的・概要

漁業秩序を確立するため、内水面における漁業取締活動を行う。

## (2) 主な事業内容

- ・内水面漁業指導員（13名）を配置し、漁業指導や監視を行う。
- ・禁止区域、禁止期間の周知のための看板等の設置・修繕

## ○【新】アユ資源緊急海洋生態調査（予算額：980千円）

## (1) 事業の目的・概要

天然アユの遡上が極端に少なく、著しい不漁となっている原因を究明し、対策を検討するための緊急海洋生態調査を行う。

## (2) 主な事業内容

- ・アユ仔魚との競合生物調査（カタクチイワシ等の資源量把握）
- ・餌料調査（プランクトン量の把握）
- ・水温測定（海水温の把握）
- ・次年度のアユ資源量予測

○湖山池漁場環境回復試験（予算額：4,007千円）

（1）事業の目的・概要

湖山池の汽水化が魚介類に与える影響や水質の変化を把握するとともに、ヤマトシジミの増殖策を検討する。

（2）主な事業内容

- ・水門開放（塩分導入）が生物資源に与える影響を継続調査
- ・ヤマトシジミの幼貝の発生・育成状況等の調査
- ・覆砂による底質改善効果の検証

○東郷池ヤマトシジミ資源回復試験（予算額：7,923千円）

（1）事業の目的・概要

東郷池のヤマトシジミの回復と安定生産のため、近年の気候変動に対応可能な水門操作の見直しや高度化等を図る。

（2）主な事業内容

- ・ヤマトシジミ増産のための橋津川水門操作の高度化の検討
- ・資源状況や市場ニーズに応じた漁獲量増産の実践
- ・ヤマトシジミの更なる付加価値向上（身入り状況に応じた出荷時期の検討）



## 平成28年度の鳥取県内水面関係施策（新規予算案）の概要について

水産振興局水産課

魚を育む内水面漁業活動支援事業 予算額9,000千円

## 1 事業の目的・概要

魚の豊かな川づくりを推進するため、県内3大河川の漁業協同組合等が行う環境保全活動等に要する経費を支援する。

<背景>

温暖化や疾病等の影響で河川環境は大きく変化し、漁協が行う増殖事業(放流)のみでは、漁業資源を維持できる状況にない。

県としても、漁業者自らにより解決することができない事項について、河川環境を保全し将来に渡って健全な漁業を営むための事業の実施を支援(漁業協同組合等の提案に基づく助成を実施)するものである。

取組事例	(公財)魚の豊かな川づくり基金事業	魚を育む内水面漁業活動支援事業
アユ・ヤマメ等漁業権魚種の増殖、放流	○	
川や魚への親しみを促進するふれあい事業	○	
サケ・ウグイ・ハエ(ハヤ)等多様な生物の増殖		○
河川・湖沼の清掃活動		○
カワウ対策		○
転石等による川藻の繁茂活動		○

} 河川、湖沼における多様な生物の増殖をめざす。

## 2 事業内容

事業の内容	魚を育む内水面漁業活動支援事業補助金
事業実施主体	漁業協同組合又は任意団体
補助対象経費	(1) 河川・湖沼内の水産資源増殖 採卵、採卵のための捕獲、種卵又は種苗購入 (2) 鳥獣被害の防除 有害鳥獣の駆除、有害鳥獣の追払い、追払い装置の導入 (3) 漁場環境の改善 藻類の造成、人工産卵場の造成、河川湖沼内の清掃、外来魚の駆除、魚類遡上量又は流下量等の調査 (4) 普及啓発 釣り場マップの作成、釣り教室の開催等
事業費	9,000千円
補助額	9,000千円

